

第3次海上の森保全活用計画策定検討委員会設置要領

- (目的)
- 第1 第3次海上の森保全活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）は、あいち海上の森条例第7条による海上の森の保全及び活用のための取組みに関する計画を策定することを目的として設置する。
- (検討事項)
- 第2 委員会の委員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について助言を行う。
- (1) 海上の森の保全活用の方向、具体的方策等に関すること。
- (2) その他海上の森の保全活用に必要な事項に関すること。
- 2 委員会の幹事は、委員会に付すべき事項についてあらかじめ調整し、円滑な進行を図る。
- (構成)
- 第3 委員会は、別表に掲げる委員7名と幹事3名をもって構成する。
- 2 委員は、有識者や地元関係者または海上の森において活動している者等の中から、あいち海上の森センター所長が選任する。
- 3 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。
- 4 座長は委員会を主宰する。
- 5 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- (委員会)
- 第4 委員会は、座長が招集する。
- 2 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。
- 3 会議録及び会議資料は、5年間保存する。
- (事務局)
- 第5 委員会の事務局は、あいち海上の森センター内に置く。
- (雑則)
- 第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- 附則
- この要領は、令和6年12月20日から施行する。

別表

第3次海上の森保全活用計画策定検討委員会委員名簿

委員7名		
氏 名	所 属 等	分 野
高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科 教授	自然環境
丹羽 健司	NPO 法人 山里文化研究所 副理事長	保全活用
増田 理子	名古屋工業大学工学部社会工学科 教授	保全活用
細川 小百合	NPO 法人 海上の森の会 理事	環境調査
長江 孝	瀬戸市市民生活部環境課 課長	地域環境
酒井 立子	よりあい工房ばんどり 代表	協働・連携
高山 康博	NPO 法人 海上の森の会 理事長	協働・連携
幹事3名		
所 属 等		
愛知県環境局環境政策部自然環境課 野生生物・鳥獣グループ班長		
愛知県農林基盤局林務部森林保全課 緑化グループ班長		
あいち海上の森センター所長代理		

第3次海上の森保全活用計画 策定スケジュール

令和6年度

2月7日 第1回策定検討委員会

検討事項

- ・ 現計画の成果と課題を整理
- ・ 第3次計画の方向、方策等検討

3月頃 第2回策定検討委員会

検討事項

- ・ 第3次計画の骨子検討

提出

3月頃

事務局

第2回 運営協議会へ計画案提出。
骨子について意見聴取、取りまとめ

報告

7月頃 第3回策定検討委員会

検討事項

- ・ 第3次計画の原案検討

提出

8月頃

事務局

第1回 運営協議会へ原案提出。
協議会の意見聴取、取りまとめ。

報告

9月頃 第4回策定検討委員会

検討事項

- ・ 第3次計画（案）作成

提出

11月頃

事務局

パブリックコメント実施

報告

1月頃 第5回策定検討委員会

検討事項

- ・ パブリックコメント対応
- ・ 第3次計画（案）作成

提出

2月頃

事務局

・ 第2回 運営協議会へ計画案提出。
（計画の協議・承認）
・ 計画公表の準備

令和8年3月

保全活用計画策定・公表

令和7年度

第 3 次海上の森保全活用計画策定について

1 愛知万博の理念について

(1) メインテーマ

自然の叡智

自然の仕組みを学び、地球的課題を克服し、持続可能な社会を創世

人類が獲得してきた経験と知識と知恵のすべてを傾けて、「自然の叡智」（自然が有している素晴らしいしくみ、生命の力）に学んで創る新しい文化・文明の在り方と、21 世紀社会のモデルを、世界中の人々との多彩な交流を通じて実現することをめざす。その中で、21 世紀の人類が直面する課題の解決の方向性と地球や人類の将来の姿を見出していく。

(2) サブテーマ

- ・宇宙・生命と情報
- ・人生の“わざ”と知恵
- ・循環型社会

(愛・地球博 理念継承エリア検討委員会資料から)

2 第 2 次海上の森保全活用計画（以下「第 2 次計画」という。）について

(1) 計画の位置づけ

愛知万博の理念と成果を継承・発展を目的としたあいち海上の森条例（以下「条例」という。）第 7 条に基づき、知事が海上の森の保全と活用の基本的な取組をまとめた計画。

(2) 第 2 次海上の森保全活用計画

ア 策定年月

平成 28 年（2016 年）3 月

イ 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）から概ね令和 7 年度（2025 年度）

(3) 海上の森の保全と活用のための基本的事項

ア 愛知万博記念の森としての保全

- ・愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。
- ・将来にわたり海上の森の保全と、資源の循環的な活用を継続して実践するとともに、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。

イ 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

- ・森林や里山での体験による学習と交流を進める。
- ・次世代に向けた人材の育成を図り、人と自然の豊かな関係づくりを目指します。
- ・ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。

3 第 3 次海上の森保全活用計画（以下「第 3 次計画」という。）の策定について

(1) 策定経緯・方針

第 2 次計画の目標年度が令和 7 年度（2025 年度）であることから、その後の将来を見据えた条例第 7 条に基づく、新たな第 3 次計画が必要である。

このため、愛知万博の理念である「人と自然が共生する持続可能な社会」の実現に向けて、海上の森の果たす役割や取組を総合的かつ計画的に推進するため、第 3 次計画の策定を令和 6 年度（2024 年度）から 7 年度（2025 年度）にかけて進める。

海上の森の位置付けについては、策定根拠となる条例に変更がないため、第 2 次計画と大きな変更がない。第 3 次計画の策定方針は、基本的に第 2 次計画を踏襲することとする。

加えて、第 2 次計画の中で行われた取組により培われてきた成果を取り込み、課題を検証し、確実に目的を達成するため第 3 次計画を策定することとする。

(2) 計画期間

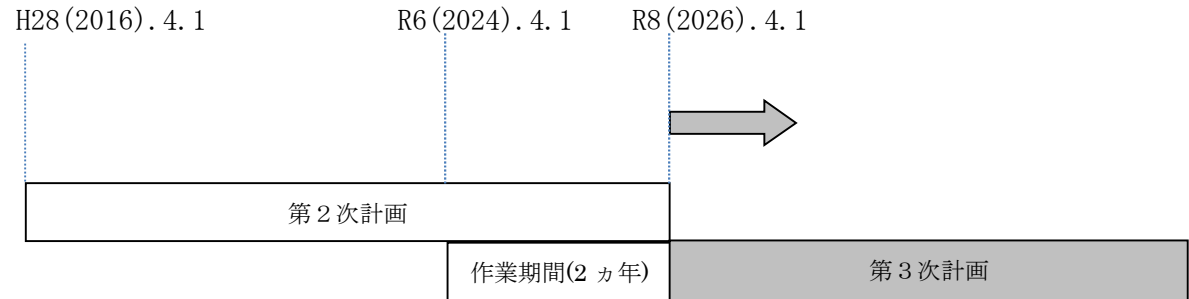
令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）の 10 年間

(3) 計画対象区域

計画の対象区域は、条例第 2 条に定める「海上の森」の区域とする。

(4) 計画策定のための作業期間

計画策定のための作業期間は、令和 6 年度（2024 年度）～令和 7 年度（2025 年度）までの 2 ヶ年とする。



(5) 第 3 次計画策定検討委員会等

ア 策定検討委員会は 2 年間に 5 回程度開催し、愛知県が作成する計画素案に対して検討を行い、県に具申する。

イ 県は、計画策定を行う主体として、計画素案の作成、アンケートや資料の調査・分析、パブリックコメントの実施等を行う。

ウ 策定検討委員会後、県が計画案を作成し、海上の森運営協議会で協議を行う。協議内容を踏まえて県が第 3 次計画を策定する。

(6) 委員・幹事

委員 7 名		
氏 名	所 属 等	主な分野
酒井 立子	よりあい工房ぱんどり代表	協働・連携
高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授	自然環境
高山 康博	NPO 法人海上の森の会理事長	協働・連携
長江 孝	瀬戸市市民生活部環境課課長	地域環境
丹羽 健司	NPO 法人山里文化研究所副理事長	保全活用
細川小百合	NPO 法人海上の森の会理事	環境調査
増田 理子	名古屋工業大学工学部社会工学科教授	保全活用
幹事 3 名		
所 属 等		
愛知県環境局環境政策部自然環境課野生生物・鳥獣グループ班長		
愛知県農林基盤局林務部森林保全課緑化グループ班長		
あいち海上の森センター所長代理		

第 3 次海上の森保全活用計画策定検討委員会検討経過

1 令和 7 年 2 月 7 日 第 1 回第 3 次海上の森保全活用計画策定検討委員会
(議題)

第 3 次海上の森保全活用計画の方向、方策等について

委員から現状と課題を踏まえた次期計画の方向性の意見聴取

2 令和 7 年 3 月 1 7 日 第 2 回第 2 次海上の森保全活用計画策定検討委員会
(議題)

第 3 次海上の森保全活用計画の方向、方策等について

第 1 回会議における委員からの意見への回答